

議案第63号

勝山市部設置条例の一部改正について

勝山市部設置条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成29年2月28日提出

勝山市長 山岸 正裕

提案理由

市長の権限に属する事務の公務能率の確保を図るため、組織機構を改編し、部の分掌事務の一部を改めたいので、この案を提出する。

勝山市条例第 1 号

勝山市部設置条例の一部を改正する条例

勝山市部設置条例(平成 5 年勝山市条例第 23 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前	改正後
<p>(部の設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 158 条第 1 項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、勝山市に次の部を置く。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 農林部</u></p> <p><u>(6) 建設部</u></p> <p>(部の分掌事務)</p> <p>第2条 部の分掌事務は、概ね次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 農林部</u></p> <p><u>ア 農業に関すること。</u></p> <p><u>イ 林業に関すること。</u></p> <p><u>ウ 水産業に関すること。</u></p>	<p>(部の設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 158 条第 1 項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、勝山市に次の部を置く。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 建設農林部</u></p> <p>(削る)</p> <p>(部の分掌事務)</p> <p>第2条 部の分掌事務は、概ね次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 建設農林部</u></p> <p><u>ア 農業に関すること。</u></p> <p><u>イ 林業に関すること。</u></p> <p><u>ウ 水産業に関すること。</u></p> <p><u>エ 道路及び河川に関すること。</u></p> <p><u>オ 公園に関すること。</u></p> <p><u>カ 都市計画及び市街地整備に関すること。</u></p> <p><u>キ 建築及び営繕に関すること。</u></p> <p><u>ク 市営住宅に関すること。</u></p>

(6) 建設部

- ア 道路及び河川に関すること。
- イ 公園に関すること。
- ウ 都市計画及び市街地整備に関すること。
- エ 建築及び営繕に関すること。
- オ 市営住宅に関すること。
- カ 上水道に関すること。
- キ 下水道に関すること。

ケ 上水道に関すること。
コ 下水道に関すること。

(削る)

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。